



鳥取県公報

平成15年6月6日(金)
第7490号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (371) (健康対策課)	1
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (372) (経済交流課)	1
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (45)	2
公 告	平成15年度毒物劇物取扱者試験の実施 (医務薬事課)	3
	調理師試験の実施 (健康対策課)	4
雑 報	平成15年度宅地建物取引主任者資格試験の実施 (住宅環境課)	6

告 示

鳥取県告示第371号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年6月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団諒心会米子ハートクリニック	米子市彦名町1480 - 3	平成15年6月1日

鳥取県告示第372号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年6月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンピア

倉吉市大正町二丁目61 - 2

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前8時30分から午後10時まで

変更後 午前8時30分から午後11時まで

3 変更年月日

平成15年6月1日

4 届出年月日

平成15年5月19日

5 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

6 縦覧に供する期間

平成15年6月6日から4月間

7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部県民局

倉吉市東町435-1

倉吉市産業部商工観光課

8 意見書の提出

倉吉市の区域内に居住する者、倉吉市において事業活動を行う者、倉吉市の区域をその地区とする商工会議所その他の倉吉市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第45号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成15年6月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,836

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 148,631

鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	39,000
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	37,115
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,146
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,046
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,998
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,613
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,051
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,198
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,016
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,748

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、平成15年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成15年6月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

平成15年8月29日（金） 午前10時50分から午後2時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験の方法

次に掲げる事項について筆記試験を行う。

(1) 毒物及び劇物に関する法規

(2) 基礎化学

(3) 毒物及び劇物の性質、識別及び貯蔵その他取扱方法

なお、上記(3)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）別表第1に掲げる毒物及び劇物に、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 最寄りの保健所又は保健所支所

イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部医務薬事課（〒680 - 8570鳥取市東町一丁目220）

(2) 提出書類

ア 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するものによること。）

イ 履歴書（日本工業規格によるもの）

ウ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横4センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

エ 受験票となるはがき（アとともに配布するものによること。）

(3) 受験に関する書類の受付期間及び時間

平成15年6月16日（月）から同年7月15日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

なお、郵送の場合は、平成15年7月15日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、平成15年8月20日（水）までに鳥取県福祉保健部医務薬事課から本人あてに送付する。

8 合格者の発表等

(1) 平成15年9月19日（金）発行の鳥取県公報に、合格者の受験番号を公告するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。

この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県福祉保健部医務薬事課に受験票又は運転免許証等本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。

9 その他

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部医務薬事課（電話 0857 - 26 - 7203）

鳥取保健所（電話 0857 - 22 - 5691）

倉吉保健所（電話 0858 - 23 - 3144）

米子保健所（電話 0859 - 31 - 9316）

日野保健所（電話 0859 - 72 - 2032）

鳥取保健所郡家支所（電話 0858 - 72 - 0132）

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による調理師試験を次のとおり実施する。

平成15年6月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（調理師法附則第3項に規定する者を含む。）で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

2 試験の日時

平成15年9月4日（木）午前8時50分から正午まで

3 試験の場所

次の各試験会場のうち、受験者の希望する試験場

鳥取会場	鳥取県庁講堂（鳥取市東町一丁目220）
倉吉会場	鳥取県中部総合事務所講堂（倉吉市東巖城町2）

米子会場

鳥取県西部総合事務所講堂（米子市糞町一丁目160）

4 試験科目及び実施方法

次の科目からそれぞれ四択一式により出題する。

- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学 (4) 食品学
(5) 食品衛生学 (6) 調理理論 (7) 食文化概論

5 受験手続

(1) 書類の提出先

- ア 県内居住者 最寄りの保健所又は保健所支所
イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所

(2) 提出書類

- ア 受験願書（所定の様式によること。）
イ 中学校以上の学校の卒業証明書又は卒業証書の写し（卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍抄本を添付すること。）
ウ 中学校以上の学校を卒業した者以外にあっては、調理師法施行規則附則第3項第7号の規定により、厚生労働大臣が旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終った者と同等以上の学力を有することを証した認定書
エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類（所定の様式によること。）
オ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(3) 受験に関する書類の提出期間

平成15年7月10日（木）から同月17日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送の場合は、平成15年7月17日（木）までの消印のあるものを有効とする。

6 受験手数料及びその納入方法

- (1) 受験手数料 6,100円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

- (1) 合格者の発表は、原則として試験後21日以内に各保健所及び各保健所支所において合格者の受験番号を掲示して行う。

なお、合格者には、受験願書を提出した保健所又は保健所支所で合格証書を交付する。

- (2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

- (3) 受験の詳細については、鳥取県福祉保健部健康対策課（鳥取市東町一丁目220）又は最寄りの保健所若しくは保健所支所に問い合わせること。

問合せ先の電話番号は次のとおり

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| ・健康対策課 (0857 - 26 - 7153) | ・鳥取保健所 (0857 - 22 - 5162) |
| ・倉吉保健所 (0858 - 23 - 3149) | ・米子保健所 (0859 - 31 - 9320) |
| ・日野保健所 (0859 - 72 - 2039) | ・鳥取保健所郡家支所 (0858 - 72 - 0132) |

雑 報

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成15年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成15年6月6日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 小 野 邦 久

- 1 試験の日時 平成15年10月19日（日）午後1時から午後3時まで
ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により試験の一部の免除を受ける者（以下「指定講習修了者」という。）については、午後1時10分から午後3時までとする。
- 2 試験の場所 鳥取市湖山町南四丁目101 鳥取大学
- 3 試験の内容
 - (1) 内容 おおむね次の事項について行う。
 - ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
 - イ 土地及び建物についての権利並びに権利の変動に関する法令に関すること。
 - ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
 - エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
 - オ 宅地及び建物の需給に関する法令並びに実務に関すること。
 - カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
 - キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。ただし、指定講習修了者については、ア及びオに掲げる事項に関する問題を免除する。
 - (2) 出題法令 平成15年4月1日現在施行されている法令による。
- 4 試験の方法及び出題数
 - (1) 方法 4肢択一式の筆記試験による。
 - (2) 出題数 50問
ただし、指定講習修了者については、45問とする。
- 5 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
- 6 試験案内及び受験申込書の配布
 - (1) 配布期間 平成15年7月7日（月）から同年8月1日（金）までとする。
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。
 - (2) 配布場所 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会の東部、中部及び西部の各支部並びに鳥取県生活環境部住宅環境課並びに鳥取、倉吉及び米子の各地方県土整備局建築住宅課
- 7 受験手数料及び納付方法
 - (1) 受験手数料 7,000円
 - (2) 納付方法 受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと（払込手数料は、本人負担とする。）。)
- 8 受験申込
 - (1) 申込期間及び時間 平成15年7月28日（月）から同年8月1日（金）までの午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。
 - (2) 申込場所 下記の場所に、(3)の書類を提出すること。なお、郵送による場合は、社団法人鳥取県宅地建物取引業協会（鳥取市川端二丁目125鳥取県不動産会館2階）へ、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと（平成15年7月7日（月）から同年8月1日（金）までの日付の消印のあるものに限り有効とす

る。)

社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部	鳥取市川端二丁目125 鳥取県不動産会館 1 階
社団法人鳥取県宅地建物取引業協会中部支部	倉吉市東巖城町120 - 2 ヨコジュウビル 3 階
社団法人鳥取県宅地建物取引業協会西部支部	米子市目久美町34 - 17

(3) 提出書類

- ア 受験申込書 (裏面に受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの)
- イ 写真1枚 (受験申込前6箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートルから5センチメートルまで、横3.5センチメートルから5センチメートルまでの間の大きさのもの)
- ウ 指定講習修了者にあつては、講習修了者証 (修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のものに限る。)

9 合格発表

- (1) 発表の期日 平成15年12月3日 (水)
- (2) 発表の方法 8の(2)の申込場所に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

10 試験に関する問合せ先 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会 (電話 0857 - 23 - 3569)

